

○御嵩町地域公共交通会議設置要綱

平成20年訓令甲第4号

(設置)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)及び地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「法」という。)の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運輸の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、御嵩町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 本町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃、料金等に関する事項
- (3) 町運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 法第5条第1項に規定する地域公共交通網形成計画及び当該計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (5) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(組織)

第3条 交通会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の代表者又はその指名する者
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局長又はその指名する者
- (4) 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (5) 国土交通省中部地方整備局多治見砂防国道事務所長又はその指名する者
- (6) 岐阜県可茂土木事務所長又はその指名する者
- (7) 岐阜県可児警察署長又はその指名する者
- (8) 岐阜県都市建築部公共交通課長又はその指名する者
- (9) 町長が指名する者
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が交通会議の運営上必要と認めるもの

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 職名をもって委嘱させられた委員の任期は、その職の在任期間とし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、会長には町長が指名する者をもって充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

4 会長は、交通会議を招集し、その会議の議長となる。

5 交通会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、書面により代理者に権限の委任がある場合には、代理者を出席委員とみなす。

6 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

7 会長は、必要に応じて、委員以外の者に交通会議の会議への出席、資料の提出等を要望することができる。

8 交通会議の会議は、原則として公開とする。

(幹事会)

第6条 交通会議に申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会の委員は、第3条の委員の中から会長が指名する。

3 幹事会は、必要に応じて関係者を招集し、意見を聴くことができる。

(協議結果の取扱い)

第7条 地域公共交通に携わる者は、交通会議において協議が調った事項については、その協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(事務局)

第8条 交通会議の事務局は、地域公共交通を担当する課において処理する。

2 事務局には事務局長を置き、地域交通を担当する課長をもって充てる。

3 事務局員は、地域交通を担当する職員をもって充てる。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定めるものとする。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成25年訓令甲第37号)

この訓令は、平成25年6月21日から施行する。

附 則 (平成30年訓令甲第32号)

この訓令は、平成30年12月1日から施行する。